

●今後の追加と変更

下記例を参考とし、見る人の興味を引くような工夫を委託事業者へ指示予定 ⇒ 表紙や中身のデザインの向上、余白部分に写真や関係するコラムの追加など

安中市立地適正化計画

(2) 土地利用・建築物立地

- ・区域区分はされておらず、用途地域が指定されている
- ・旧安中市・松井田町の市街地及び国道18号沿いや河川沿川を中心に用途地域が指定されている
- ・多くが住居系の用途であり、商業系用途は安中駅、磯部駅、安中榛名駅周辺などに指定されている
- ・工業系用途は、安中駅や磯部駅周辺、幹線道路沿いの工業地帯に指定されている
- ・JR信越本線や国道18号沿道及びその周辺や、安中・松井田市街地に住宅用地が広がっており、その他は田畠や山林が広がっている
- ・用途地域指定区域に建物が多く、特に市の中心を通る国道18号沿道に商業施設が集積している。住宅や共同住宅は、用途地域指定区域に関わらず主要道路沿道に多く立地している

※ 区域区分:都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

15

資料編

第1章
現状と課題
第2章
現状と課題
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章

変更例

安中市立地適正化計画

(2) 土地利用・建築物立地

- ・区域区分はされておらず、用途地域が指定されている
- ・旧安中市・松井田町の市街地及び国道18号沿いや河川沿川を中心に用途地域が指定されている
- ・多くが住居系の用途であり、商業系用途は安中駅、磯部駅、安中榛名駅周辺などに指定されている
- ・工業系用途は、安中駅や磯部駅周辺、幹線道路沿いの工業地帯に指定されている
- ・JR信越本線や国道18号沿道及びその周辺や、安中・松井田市街地に住宅用地が広がっており、その他は田畠や山林が広がっている
- ・用途地域指定区域に建物が多く、特に市の中心を通る国道18号沿道に商業施設が集積している。住宅や共同住宅は、用途地域指定区域に関わらず主要道路沿道に多く立地している

POINT 安中市の都市計画における土地利用の考え方

本市では令和7年6月に都市計画に関する基本的方針として策定した都市計画マスタープランにおいて、土地利用について以下のように基本的な考え方を示しています。

- 都市計画法に基づく土地利用制度の維持・指定に取り組む
- 市街地では、用途地域等による土地利用の整序を行い、立地適正化計画に基づく都市機能及び居住の誘導、低末利用地の効果的な利活用を進める
- 低密度な市街地がこれ以上拡大しないよう、用途地域の縮小等の検討や適正な規模の居住誘導区域の指定に取り組む
- 地区計画等の地区レベルのきめ細やかなまちづくりを推進する
- 市街地の外側では、地域の特性や実情に合った土地利用制限制度の指定に取り組む
- 新駅構造周辺では、新たな土地利用の可能性について検討する

⇒ 立地適正化計画も、この基本的な考え方を前提に策定しています。

※ 区域区分:都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

15

資料編

第1章
現状と課題
第2章
現状と課題
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章

色やデザインの変更

枠線の変更

写真やコラムを追加

その他追加予定のコラム

- ・これからのまちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク」
- ・安中市の交通のマスタープラン「地域公共交通計画」
- ・暮らし続けられるまちへ…「施設の適正な立地」
- ・あたらしいまちづくりの推進「安中南地区」